


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊	
件名	東大和市助産の実施に関する規則の一部を改正する規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一（第九条関係）		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>助産の実施を希望する妊産婦は厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を提出しなければならない。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、厚生労働省の定める事項に個人番号等が追加された。そのため、東大和市助産の実施に関する規則の一部を以下のとおり改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 助産施設入所申込書（第4号様式）の変更 個人番号の記載欄等の追加</p> <p>(2) 施行日 平成28年1月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 番号法を踏まえた取り扱いを行うことができるようになり、市民の利便性の向上が見込まれる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。